

(様式6)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

令和6年度より職員厚生課に移管

審査基準(不利益処分関係)

法令名	愛媛県恩給給与規則	根拠条項	資料番号	担当課	人事課
			40	不利益処分の種類	恩給受給権存否の調査による書類の提出がない場合の支給差止め
<p><b>第38条</b> 受給者は恩給受給権存否の調査に関する申立書に次の区分による書類を添附して知事に差し出さなければならない。</p> <p>(1) 前条第1項の事実を証するためには、公務員にあつては戸籍抄本、扶助料権者にあつては戸籍謄本(知事が相当と認めた場合においては、受給者の戸籍に記載された事項に関する市町村長又はこれに準ずる者の証明書をもつて戸籍謄本又は戸籍抄本に代えることができる。)</p> <p>(2) 前条第2項、第4項又は第7項の事実を証するためには、重度障害の状態であることについてはこれを証する診断書及び生活資料を得るみちのないことについてはこれを証する市町村長又はこれに準ずべき者の証明書</p> <p>(3) 前条第3項又は第6項の事実を証するためには、第1号の書類のほか、加給又は加算の原因である者の戸籍謄本及びその者が受給者により生計を維持し、又はこれと生計を共にすることを明らかにすることができる申立書(恩給受給権存否の調査に関する申立書に記載してこれに代えることができる。)</p> <p>(4) 前条第5項の事実を証するためには、第16条の2第1項第3号の申立書(恩給受給権存否の調査に関する申立書に記載し、これに代えることを妨げない。)</p> <p>2 前項第3号の規定により恩給を受ける者の戸籍謄本を添付することとなる場合においては、同項第1号の書類は、添付することを要しない。</p> <p>3 第39条に規定する書類を差し出すべき月が恩給の裁定を受けた月(証書の日付にある月)の翌月から12月内にあるときは、その書類を差し出すことを要しない。</p> <p>一部改正〔昭和41年規則49号・55年36号・49号・57年36号・63年46号〕</p> <p><b>第39条</b> 各受給者は、前条第1項に規定する書類を平成の偶数年における9月に差し出さなければならない。</p> <p>一部改正〔平成元年規則9号〕</p> <p><b>第40条</b> 第38条第1項に規定する書類を差し出さない場合において、受給権の存否につき疑のあるときは、これを差し出すべき月の次の支給期以後の恩給の支給を一時差し止めることができる。</p>					